

大神・吉際地区住居表示実施検討会

住居表示に関する
大切なお知らせ 第1号

町の区域と町名(案)
を検討しています!!

平塚市では、わかりやすく訪ねやすいまちの実現を目指して、大神・吉際地区の住居表示の実施を予定しています。

住居表示実施に向け、新しい町の区域や町名の検討を行う「大神・吉際地区住居表示実施検討会」を令和2年2月に発足しました。検討会は、大神・吉際地区の各自治会から推薦された12名の委員で構成しています。

今後も検討会を開催し、令和3年度下半期に新しい町の区域と町名の検討結果案を、地域からの要望書として市長に提出することを目標に検討を進めていきます。

住居表示とは・・・

住居表示の目的は、「わかりやすく、訪ねやすいまちづくり」のために実施するもので、「住所を新しく振り直すこと」です。

皆さんが現在お使いの住所は、土地の「地番」を使用しているため、隣同士でも番号が飛んでいたり、同番号が複数あったりします。この分かりにくさを解消するために、新しい住所を規則正しく付けます。

例 { 実施前：平塚市 大神1000番地の1
↓
実施後：平塚市 大神一丁目 1番1号



裏面に続きます→

住居表示の目的



- 誰にでも目的地が見つけやすくなります。
- 救急車などの緊急車両到着のスピードアップが期待できます。
- 現在地の特定が容易なので、防犯上有効です。
- 電柱等に町名や地図が載っている街区表示板（4ページ参照）が
取付けられるため現在地がわかりやすくなります。
- 規則正しく住所を付ける為、郵便物などの誤配・遅配が減少します。

（住居表示実施後の）町名（案）について

本検討会では現在、住居表示実施後の町名（町の名前）について、検討しています。考え方としては、以下の3つです。

考え方	町名の例	過去に実施した町名
① 大字名＋〇丁目	大神一丁目	田村一～九丁目 など
② 大字名＋方角	東大神、大神東	西八幡一～四丁目 など
③ 大字名＋小字名	大神一ノ堰、大神上枝	なし

ポイント

- 従来の名称、もしくは地域の歴史、伝統、文化の上で由緒ある名称など、市民の意向を配慮し、親しみやすく語調のよいものとし
ます。
- 読みやすく、簡明なものとし
ます。



今後のスケジュールについて

年 度	内 容
令和 2年度	<p>○大神・吉際地区住居表示実施検討会にて検討を重ねていきます。 ※必要に応じて住民説明会の開催</p>
令和 3年度	<p>○住居表示審議会（市の附属機関）の開催 （諮問内容：市街地区域の設定、住居表示の手続きに関すること）</p> <p>○議会へ上程（議案内容：上記と同じ）</p> <p>○検討会から市長へ「町の区域及び町名」(案)における要望書を提出 (検討会では、要望書の提出を目標に進めていきます。)</p>
令和 4年度	<p>○住居表示審議会（市の附属機関）の開催 （諮問内容：町の区域、町名、実施期日等）</p> <p>○議会へ上程（議案内容：町の区域、町名）</p>
令和 5年度	<p>○大神・吉際地区住居表示実施(住所が新しくなります) (令和5年10月頃を予定しています。) ※住所が変更されることにより、皆様に手続きしていただくものがあります</p>

～～ 住所変更後の手続きの一例です ～～

○手続き「不要」: 行政(市や法務局等)が変更できるもの(職権でできる)

例 住民基本台帳などの公簿類の住所欄、不動産登記簿の字名(地番でない)
印鑑登録原票、国民健康保険被保険者証、㊟(小児)医療証、等

○手続き「必要」: 皆さんに住所変更手続きをお願いするもの(職権できない)

例 運転免許証、保険証(社会保険等)、個人契約の銀行や保険、
自動車の所有者・使用者、不動産登記簿の所有者等の住所、等

～Q&A～

Q) 住居表示が実施されるとどうなりますか？

A) 街区の角などの見えやすい場所に町名と街区番号を記載した「街区表示板」を設置します。

また、建物の出入り口付近に新住所を表示した「住居番号表示板」を取付けます。

色：青色
大きさ：約 18 cm

町名板と住居番号表示板
(門や郵便受けなどに設置)



街区表示板
(街区の角などに設置)



色：青色
長さ：約 60 cm

Q) 住所が新しくなることで、自治会の区域を変更する必要があるですか？

A) 住居表示と自治会の区域は連動しないため、変更する必要はありません。

Q) 自分自身で住所変更の手続きをする必要はありますか？

A) 変更手続きをしなければならぬものがあります。

主な例として、3ページ下段をご参照ください。

また、住居表示実施に伴って、(令和5年を目途に)資料の配布や説明会を開催していきます。

Q) 本籍や登記簿上の土地の地番は変更になりますか？

A) 本籍や土地の地番について

字名は変更(例：大神〇丁目)になりますが、

地番(土地の番号：〇〇〇番地の部分)は、変更されません。

こちらの大神・吉際地区住居表示に関する「大切なお知らせ」については
大神・吉際地区への住居表示実施に向けて、これからも発行・配布いたします。



詳しくは事務局
まで、お問合せ
ください。

令和2年9月

発行：大神・吉際地区住居表示実施検討会

事務局：平塚市都市整備課

電話：21-8783 (直通)

23-1111 (代表) 内線2114